

指定管理者管理運営状況評価書

評価対象施設	秋ヶ瀬公園
指定管理者	公益財団法人埼玉県公園緑地協会
評価対象年度	令和2年度
施設所管課所	埼玉県大宮公園事務所

評価項目	細項目	評価	コメント
利用者の平等な都市公園の利用の確保	平等利用の確保	A	・利用時間・利用料金は適切に掲示している。
	利用料金の適切・公平な徴収	A	・利用料金の徴収及び減免処理は適切に行われている。
	苦情・要望等への適切な対応	A	・日常的に利用者とのコミュニケーションを図り、ニーズの収集に努めている。
関係する法令等を遵守した適正な都市公園の運営	法令等の遵守	A	・注意看板の設置、パトロールカーのスピーカーによる注意喚起等を行っている。また、動植物の保護看板を増設。
	適切な各種手続き	A	・公園管理マニュアルに基づき、各種手続きを適正に行った。
都市公園の設置目的を効果的に達成した効率的運営	管理目標の達成	A	・管理目標5項目全て達成。
	事業の実施	A	・常勤・非常勤・臨時職員などの雇用形態の特徴を生かした業務執行体制により、事業計画に定めた各種事業を実施した。 ・園内の草刈を年102回実施。
	安全性の確保	A	・遊具は毎日巡回点検を行うとともに、専門業者による点検も併せて実施した。
	防災等適切な管理の履行	A	・秋ヶ瀬公園災害対策実施要領及び洪水対策計画書に基づき、利用者の安全確保及び各関係機関への連絡、調整を適正に実施した。
指定管理業務を行う経営基盤	収支の適正な管理	A	・指定管理業務の収支記録及び収支を管理している口座により適正に管理している。
	事業計画との整合性	A	・指定管理業務を明確に区分し財務処理を行っている。また、必要な施設賠償責任保険に加入した。
その他	個人情報の適切な管理	A	・個人情報保護のための規定やマニュアルを整備し、適切な個人情報の取扱いを行っている。
	県内中小企業及び環境への配慮	A	・原則として委託業務、修繕業務は、県内業者への発注としている。
総合評価		A	・新型コロナウイルス感染拡大による大幅な事業変更がありつつも、公園の特性を活かした各種事業を実施するとともに、園地・施設の維持等の公園管理を効率的な執行管理体制により効果的に実施した。

特記事項	特に評価すべき点	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境維持の取組の一環として、ハンノキ林の植生調査及び植物の分布調査を自然保護グループと継続的に実施している。また、ピクニックの森において希少植物保護の看板設置やフクロウの巣箱設置エリアを立入禁止とした。 ・テニスコートの早朝貸出しを行い、幅広い利用者ニーズに応えた。他の運動場についても、砂の補充を重点的に行い雨天後の早期貸し出しができるよう対応した。
	次年度に向けて改善が望まれる点	・コロナ禍における利用者及びスタッフへの感染防止対策の徹底。